

議案第 37 号

越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 5 月 23 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(越前市市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 越前市市税賦課徴収条例(平成 17 年越前市条例第 75 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 3 項中「この節」の次に「(第 48 条第 10 項から第 12 項までを除く。)」を加える。

第 24 条第 1 項 2 号中「125 万円」を「135 万円」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「10 万円を加算した金額」を加える。

第 34 条の 2 中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である」を加える。

第 34 条の 6 中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第 1 号ア及び第 2 号ア中「においては」を「には」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第 48 条第 1 項中「による申告書」の次に「(第 10 項及び第 11 項において「納税申告書」という。)」を加える。

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合にお

ける」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2

章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2中第19項を第20項とし、同条第18項の次に次の1項を加える。

- 19 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 越前市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 越前市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 越前市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 越前市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、

同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(越前市市税賦課徴収条例及び越前市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 越前市市税賦課徴収条例及び越前市入湯税条例の一部を改正する条例(平成27年越前市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「越前市市税賦課徴収条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「越前市市税賦課徴収条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中越前市市税賦課徴収条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日

(3) 第2条中越前市市税賦課徴収条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(4) 第1条中越前市市税賦課徴収条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

(5) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日

(6) 第1条中越前市市税賦課徴収条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(7) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日

(8) 第5条の規定 平成34年10月1日

(9) 第1条中越前市市税賦課徴収条例附則第10条の2第18項を同条第25項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同条第26項に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）の施行の日
（越前市市税賦課徴収条例に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について

適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、平成30年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（越前市市税賦課徴収条例及び越前市入湯税条例の一部を改正する条例（平成27年越前市条例第23号）附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課され

ることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	越前市市税賦課徴収税条例等の一部を改正する条例（平成30年越前市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
------	-----------------	----------------------------------------------------------------------------------

第 1 9 条 第 2 号	第 9 8 条 第 1 項 若しくは 第 2 項	平成 3 0 年 改正 条例 附 則 第 6 条 第 2 項
第 1 9 条 第 3 号	第 8 1 条 の 6 第 1 項 の 申 告 書、第 9 8 条 第 1 項 若し くは 第 2 項 の 申 告 書 又 は 第 1 3 9 条 第 1 項 の 申 告 書 で そ の 提 出 期 限	平成 3 0 年 改正 条例 附 則 第 6 条 第 3 項 の 納 期 限
第 9 8 条 第 4 項	施 行 規 則 第 3 4 号 の 2 様 式 又 は 第 3 4 号 の 2 の 2 様 式	地 方 税 法 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 (平 成 3 0 年 総 務 省 令 第 2 4 号) 別 記 第 2 号 様 式
第 9 8 条 第 5 項	第 1 項 又 は 第 2 項	平成 3 0 年 改正 条例 附 則 第 6 条 第 3 項
第 1 0 0 条 の 2 第 1 項	第 9 8 条 第 1 項 又 は 第 2 項	平成 3 0 年 改正 条例 附 則 第 6 条 第 2 項
	当 該 各 項	同 項
第 1 0 1 条 第 2 項	第 9 8 条 第 1 項 又 は 第 2 項	平成 3 0 年 改正 条例 附 則 第 6 条 第 3 項

5 第 9 9 条 の 規 定 は、販 売 契 約 の 解 除 そ の 他 や む を 得 な い 理 由 に よ り、市 の 区
域 内 に 営 業 所 の 所 在 す る 小 売 販 売 業 者 に 売 り 渡 し た 製 造 た ば こ の う ち、第 1 項
の 規 定 に よ り 市 た ば こ 税 を 課 さ れ た、又 は 課 さ れ る べ き も の の 返 還 を 受 け た 卸
売 販 売 業 者 等 に つ い て 準 用 す る。こ の 場 合 に お い て、当 該 卸 売 販 売 業 者 等 は、
施 行 規 則 第 1 6 条 の 2 の 5 又 は 第 1 6 条 の 4 の 規 定 に よ り、こ れ ら の 規 定 に 規
定 す る 申 告 書 に 添 付 す べ き 施 行 規 則 第 1 6 号 の 5 様 式 に よ る 書 類 中 「返 還 の 理
由 及 び そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項」欄 に、当 該 控 除 又 は 還 付 を 受 け よ う と す る
製 造 た ば こ に つ い て 第 1 項 の 規 定 に よ り 市 た ば こ 税 が 課 さ れ た、又 は 課 さ れ る
べ き で あ っ た 旨 を 証 す る に 足 り る 書 類 に 基 づ い て、当 該 返 還 に 係 る 製 造 た ば こ
の 品 目 ご と の 本 数 を 記 載 し た 上 で 同 様 式 に よ る 書 類 を こ れ ら の 申 告 書 に 添 付
し な け れ ば な ら ない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	越前市賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年越前市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項

	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税

標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	越前市賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年越前市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限

第 9 8 条 第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 3 0 年総務省令第 2 5 号)別記第 2 号様式
第 9 8 条 第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 1 条第 3 項
第 1 0 0 条 の 2 第 1 項	第 9 8 条 第 1 項 又は 第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 1 条第 2 項
	当該各項	同項
第 1 0 1 条 第 2 項	第 9 8 条 第 1 項 又は 第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 1 条第 3 項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第 38 号

越前市都市計画税条例の一部改正について

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 5 月 23 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 越前市都市計画税条例（平成 17 年越前市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改める。

第 2 条 越前市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、附則第 16 項中「第 44 項、第 45 項」を「第 43 項、第 44 項」に、「第 48 項」を「第 47 項」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 22 号）の施行の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

議案第 39 号

北陸新幹線南越駅（仮称）周辺地区特定用途制限地域の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について

北陸新幹線南越駅（仮称）周辺地区特定用途制限地域の区域内における建築物等の制限に関する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 5 月 23 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

北陸新幹線南越駅（仮称）周辺地区特定用途制限地域の区域内における建築物等の制限に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 49 条の 2 の規定に基づき、特定用途制限地域の区域内における特定の建築物及び工作物の用途の制限等に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性に応じた合理的な土地利用を図り、もって良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「基準時」とは、法第 3 条第 2 項の規定により次条第 1 項の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き次条第 1 項の規定（同条の規定が改正された場合は、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）の例による。

（適用地域）

第 3 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市が

特定用途制限地域の区域として都市計画の決定又は変更の告示をした区域に適用する。

(建築物の用途制限)

第4条 特定用途制限地域内の区域内においては、法別表第2(イ)項第1号又は第2号の住居であつて、特定用途制限地域の区域内の土地所有者が自己の居住の用に供するもので法第6条又は第6条の2に基づく確認の申請を行う建築物以外の建築物は建築してはならない。ただし、都市計画法施行令(昭和44年法律第158号)第20条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物は除くものとする。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により前条本文の規定の適用を受けない建築物については、用途の変更(令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替の全てをすることができる。

2 法第3条第2項の規定により前条本文の規定の適用を受けない建築物については、次に掲げる範囲内において増築又は改築をすることができる。

(1) 増築又は改築が基準時における敷地内のものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条本文の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 用途の変更(令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。)を伴わないこと。

(建築物の敷地が区域の内外にわたる場合の措置)

第6条 建築物の敷地が特定用途制限地域の区域の内外にわたる場合における第

4条の規定の適用については、その建築物又はその敷地の全部について、その敷地の過半の属する地域に係る規定を適用する。

(特例による許可)

第7条 令第130条の2第3項の規定により、市長がこの条例の規定の適用に関し、特定用途制限地域の区域内の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した建築物については、第4条の規定は適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合は、あらかじめ越前市都市計画審議会条例（平成18年越前市条例第173号）に基づく越前市都市計画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、特例許可をする場合は、第1条の目的を達成するために必要な限度において条件を付することができる。

(工作物への準用)

第8条 別表に掲げる工作物（ただし、土木事業その他の事業に一時的に使用するため、その事業中臨時にあるもの及び別表第1項又は第2項に掲げるものであって建築物の敷地（法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）については、第4条、第5条及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第2項第2号及び第3号中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第10条 第4条（第8条において準用する場合も含む。）の規定に違反して建築物又は工作物を建築した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法第20条第1項の規定に基づく特定用途制限地域に

関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第8条関係）

築造してはならない工作物	
1	法別表第2（ぬ）項の第3号(13)又は(13の2)の用途に供する工作物
2	法別表第2（る）項の第1号(21)の用途に供する工作物
3	令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる工作物

議案第 40 号

越前市ラブホテル建築規制条例の一部改正について

越前市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 5 月 23 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例

越前市ラブホテル建築規制条例（平成 17 年越前市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「ホテル営業、同条第 3 項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「同条第 4 項」を「同条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

議案第 4 1 号

越前市営住宅条例の一部改正について

越前市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 5 月 2 3 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市営住宅条例の一部を改正する条例

越前市営住宅条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 1 号中「県内に居住し、かつ、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

越前市越前打刃物振興施設の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

平成 3 0 年 5 月 2 3 日 提出

越前市長 奈 良 俊 幸

1 管理を行わせる公の施設の名称

越前市越前打刃物振興施設設置及び管理条例（平成 3 0 年越前市条例第 1 1 号）第 2 条に規定する越前市越前打刃物振興施設

2 指定管理者

所在地 越前市池ノ上町 4 9 号 1 番地の 3

名 称 越前打刃物産地協同組合連合会

3 指定期間

平成 3 0 年 8 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

議案第43号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度越前市一般会計補正予算（第8号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成30年5月23日提出

越前市長 奈良 俊 幸

議案第 4 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度越前市下水道特別会計補正予算（第 3 号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 3 0 年 5 月 2 3 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

議案第 4 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度越前市一般会計補正予算（第 1 号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 3 0 年 5 月 2 3 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

議案第 4 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、越前市市税賦課徴収条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 3 0 年 5 月 2 3 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 1 4 号

越前市市税賦課徴収条例の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 3 月 3 1 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

越前市市税賦課徴収条例（平成 1 7 年越前市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条中「第 4 8 条第 3 項」を「第 4 8 条第 5 項」に、「第 5 2 条」を「第 5 2 条第 1 項及び第 4 項」に、「第 1 3 9 条第 2 項及び」を「第 1 3 9 条第 2 項並びに」に改める。

第 2 4 条第 1 項中「によって」を「により」に改める。

第 3 1 条第 2 項中「当該」を「同表の」に改める。

第36条の2第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「前項」を「第2項」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第

4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から第 52 条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第 50 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
第 52 条に次の 2 項を加える。

5 第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第 52 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から第 52 条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第 50 条第 4 項の規定は、第 4 項の延滞金額について準用する。この場合に

において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第19項とし、同条中第13項を第18項とし、第10項から第12項までを5項ずつ繰り下げ、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第6項の次に次の5項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市

町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了

した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度分」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成2

9年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の越前市市税賦課徴収条例（次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附

則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 47 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市都市計画税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 5 月 23 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 15 号

越前市都市計画税条例の一部改正について

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 31 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例

越前市都市計画税条例（平成 17 年越前市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項中「第 17 項」の次に「、第 18 項、第 20 項」を加え、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「附則第 8 項及び第 10 項」を「附則第 9 項及び第 11 項」に、「附則第 8 項及び第 11 項」を「附則第 9 項及び第 12 項」に、「附則第 9 項、第 11 項及び第 12 項」を「附則第 10 項、第 12 項及び第 13 項」に、「、附則第 11 項」を「、附則第 12 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第13項（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項の前の見出し及び同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項の次に次の1項を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

8 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の

同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)

(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれかに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 48 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 5 月 23 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 21 号

市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正について

市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 5 月 8 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給料その他の給与に関する条例（平成 17 年越前市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 30 年 5 月に支給する市長及び副市長の給料月額の特例）

4 平成 30 年 5 月に支給する市長及び副市長の給料月額については、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定するその者に係る給料月額から当該額

の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成30年5月8日から施行する。

議案第 49 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市国民健康保険税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 5 月 23 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 16 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 31 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 18 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「54 万円」を「58 万円」に改める。

第 26 条中「54 万円」を「58 万円」に改め、同条第 2 号中「27 万円」を「27 万 5,000 円」に改め、同条第 3 号中「49 万円」を「50 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 50 号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を越前市監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 越前市幸町 2 番 1 号

氏 名 塚 崎 正 巳

昭和 28 年 12 月 7 日 生

平成 30 年 5 月 28 日提出

越前市長 奈良 俊 幸